

小樽商科大学「学生支援給付金」 募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、学資負担者の収入減少や、アルバイト先が休業するなどの理由で収入が激減し、経済的に困窮している学生に対する経済支援として、本学の大学生協で利用できる電子マネーのチャージにより教科書代や食費等の補助を行う。

2. 対象学生

本学の学生（正規生）のうち、以下のいずれかに当てはまり、受給を希望する者。

- ① ひとり親世帯に属する者、または一人暮らしをしている者であって、経済的に困窮していると本学が認めた者
- ② 非課税世帯に属する者

3. 給付金額

給付金額は、学生1人あたり1万円とする。

4. 審査方法

申請に基づき学長が決定する。

5. 申請手続き

受給を希望する本学学生は、「小樽商科大学 学生支援給付金 申請書」に必要事項を記載の上、申請するものとする。また、「2. 対象学生」の要件に該当することを証明するため、申請理由欄への記載と合わせて以下の証明書類（いずれか1点）を申請時に提出するものとする。

対象	左記を証明するために必要な提出書類
ひとり親世帯	家庭調書（本学様式） ※ただし、令和2年度後期授業料免除を申請の際、提出済みの者は省略可。
一人暮らし	賃貸借契約書の写し
住民税非課税世帯	働いている家族全員分の「令和2年度 所得証明書」 ※ただし、以下に該当する者は省略可。 ① 日本学生支援機構修学支援新制度給付奨学生で支援区分が第I区分である者 ② 日本学生支援機構旧制度給付奨学生 ③ 令和2年度後期授業料免除の申請時に提出した者

その他、必要な書類があれば大学から連絡するため、対応に応じること。

証拠書類を提出できない場合は「不許可」とする。

6. 申請期限

申請期限は以下のとおり。ただし、申請者数の状況等を踏まえ、申請期限を別に設けることがある。

申請期限：令和2年11月30日（月）【必着】

7. 給付方法・時期

給付決定後、小樽商科大学生活協同組合の組合員である学生には、令和2年12月中に、大学生協からweb上で学生証ICカードへのチャージを行う。非組合員である学生には、本学から送付する支給決定通知書を令和3年1月末までに持参の上、大学生協（大学会館2階の購買）の担当者に直接申し出ることにより、学生証ICカードへチャージを行う。

8. その他

本給付金の使途について、おって確認する場合がありますので、留意すること。

また、本給付金の申請または受給に関して不正があった場合は、返還を求めるとともに、「小樽商科大学学生懲戒規程」及び「学生の懲戒処分に関する指針」に基づき、懲戒又は教育的措置をとることがあるので注意すること。